

第10回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年11月26日(水)

10:00~12:00

議事堂 601特別委員会室

1 検討会委員提案に基づく討議について

2 執行部からの意見等聴取

3 条例改正についての意見募集について

4 その他

添付資料

資料1 議員提出条例に係る検証検討会 討議結果～これまでの確認事項(案)

資料2 議員提出条例に係る検証検討会 これまでの確認事項と現状の運用状況(案)

: 執行部作成

資料3 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)(案)

議員提出条例に係る検証検討会 討議結果～これまでの確認事項（案）

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の規定の改正等に関して	条例の運用についての 知事への申入れに関して
(目的) 第一条 この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。	_____	_____
(定義) 第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品（規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。）を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいう。	_____	_____
(県の責務) 第三条 県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。	(検討中)	_____
(県民及び事業者の責務) 第四条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。	_____	_____
(県と市町との協働等) 第五条 県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる。 2 県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力を行うものとする。 3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする。	_____	_____
(認定及び認定基準) 第六条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。 一 県内の工場又は事業場（第三号及び第十六条第一項において「工場等」という。）において生産等をされる製品であること。 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。 四 前三号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。 2 知事は、リサイクル製品の生産等しようとする者（第八条第七項において「生産予定者」という。）の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して六月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。 3 知事は、第一項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。	1 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工されたもの等は、リサイクル製品から除く。例外は設けない。これらのことについて条文上整理する。	1 認定基準については、県民意識や時代の趨勢等を勘案し、また、製品の用途や性状等に則し、適時見直しを行うこと。見直しの検討に当たっては、次の事項について配慮すること。 ① 認定リサイクル製品に対する信頼を一層高めるため、認定リサイクル製品は、県内で発生する再生資源等を一定割合以上用いて生産等されたものであることを明確化すること。 ② リサイクル製品の用途が、肥料又は堆肥等である場合、その認定基準は、例えば肥料取締法等に基づく基準等製品の用途に即した基準とすること。 ③ 施行規則に基づく溶出試験については、リサイクル製品の品質及び安全性が確保されるとともに、申請者の負担等も勘案し、必要な限りにおいて適切かつ的確に実施されるよう図ること。 ④ 例えば地域の環境保全の観点など、本県の特性を活かすことに資する基準であるよう、適切に見直しを行うこと。

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の規定の改正等に関して	条例の運用についての 知事への申入れに関して
<p>(三重県リサイクル製品認定委員)</p> <p>第七条 知事は、前条第一項の認定（以下「製品認定」という。）に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員（次項及び第三項において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。</p> <p>2 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>1 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。</p> <p>2 リサイクル製品認定委員会を組織し、合議体として認定の適否について意見を述べることにするについて議論が行われた。しかし、条例の規定の改正は行わないこととなった。</p>	<p>1 三重県リサイクル製品認定委員に関する条例の運用については、リサイクル製品の品質等の確保という観点のみならず、リサイクル製品の流通や利用推進という観点から、その人選等も含め専門家の知見の活用を図りつつ、有効かつ適切に行うこと。</p>
<p>(認定の申請及び通知等)</p> <p>第八条 製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 製品認定の有効期間は、五年を超えない範囲で規則で定めるものとする。</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</p> <p>4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 製品認定を受けたリサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）の生産等をする者（以下「認定生産者」という。）は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。</p> <p>6 知事は、第一項の規定による申請があったリサイクル製品が認定基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるところにより、当該開始予定日の前日から起算して三十日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</p>	<p>(検討中：罰則等)</p>	<p>1 第8条に基づく認定の申請等及び第11条に基づく認定生産者の報告等の手続きについては、これらが確実に実施されるようチェックを行うとともに、適切に見直しを行うこと。但し、その際には、申請者等に不要又は過度な負担を強いることとならないよう留意すること。</p>
<p>(変更の申請等)</p> <p>第九条 認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第一項の規定による申請に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請し、認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(認定の取消し等)</p> <p>第十条 知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき（第八条第八項の規定による確認により判明したときを含む。）又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第六条第三項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>二 正当な事由がなく第八条第七項又は前条第一項の規定による申請をしないとき。</p> <p>三 第十一条第二項の規定による報告をしないとき。</p> <p>四 第十三条の是正又は改善を行わないとき。</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</p>	<p>1 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。 (第7条再掲)</p> <p>2 取消事由を見直すか否かについて議論が行われたが、条例の規定の改正は行わないこととなった。</p>	<p>_____</p>

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の規定の改正等に関して	条例の運用についての 知事への申入れに関して
4 知事は、第一項又は第二項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。 5 第一項又は第二項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。	_____	_____
(認定生産者の義務) 第十一条 認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画(第三項及び第十三条において「品質等管理計画」という。)を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。 2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第八条第二項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。 3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。	_____	1 第8条に基づく認定の申請等及び第11条に基づく認定生産者の報告等の手続きについては、これらが確実に実施されるようチェックを行うとともに、適切に見直しを行うこと。但し、その際には、申請者等に不要又は過度な負担を強いることとならないよう留意すること。 (第8条再掲)
(認定の取下げ等) 第十二条 認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。 2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第十条第一項又は第二項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。 3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。 4 第二項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。	_____	_____
(是正又は改善の勧告) 第十三条 知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。	_____	_____
(類似表示の禁止) 第十四条 何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。	_____	_____
(県の調達義務等) 第十五条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。 2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。 3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。	1 見出しを「県の調達等」とする。	1 認定リサイクル製品の使用又は購入について、県は主体的かつ積極的に取り組むこと。
(立入検査等) 第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者(以下この項及び次項において「認定生産者等」という。)若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。 3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 4 第一項の規定による立入検査及び第二項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	1 認定生産者等だけでなく、認定生産者に再生資源等を供給する者に対しても、立入検査等を、例えば年に一度等確実に実施するかについて議論が行われた。しかし、条例の規定の改正は行わないこととなった。	1 認定リサイクル製品の品質等の確認のため、必要に応じて、認定生産者等又は認定生産者に再生資源等を供給する者に対して第16条に基づく立入検査等を、厳格かつ適切に実施すること。

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の規定の改正等に関して	条例の運用についての 知事への申入れに関して
(研究開発の支援) 第十七条 県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。	1 研究開発だけでなく、販売促進、市場調査等について支援を行うことができるよう規定を改正するかについて議論が行われた。しかし、条例の規定の改正は行わないこととなった。	1 第17条に基づく研究開発の支援、第18条に基づく広報啓発は、この条例の趣旨を踏まえ、また、リサイクルは循環型社会形成推進の有効な一手段であるという認識の下に、一層積極的に取り組むこと。
(広報啓発) 第十八条 県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	_____	1 第17条に基づく研究開発の支援、第18条に基づく広報啓発は、この条例の趣旨を踏まえ、また、リサイクルは循環型社会形成推進の有効な一手段であるという認識の下に、一層積極的に取り組むこと。 (第17条再掲)
(その他) 第十九条 この条例は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	_____	_____

議員提出条例に係る検証検討会 これまでの確認事項と現状の運用状況（案）

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の改正及び運用についての 知事への申入れに関して	現状の運用状況について
(目的) 第一条 この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。	_____	_____
(定義) 第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品（規則で定めるものを除く。以下「再生資源等」という。）を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいう。	_____	_____
(県の責務) 第三条 県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。	(検討中)	_____
(県民及び事業者の責務) 第四条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。	_____	_____
(県と市町との協働等) 第五条 県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる。 2 県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力を行うものとする。 3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする。	_____	_____
(認定及び認定基準) 第六条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。 一 県内の工場又は事業場（第三号及び第十六条第一項において「工場等」という。）において生産等をされる製品であること。 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。 四 前三号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。 2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者（第八条第七項において「生産予定者」という。）の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して六月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。 3 知事は、第一項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。	<p>【条例規定の改正】</p> <p>1 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工されたもの等は、リサイクル製品から除く。例外は設けない。これらのことについて条文中整理する。</p> <p>【運用についての知事への申入れ】</p> <p>1 認定基準については、県民意識や時代の趨勢等を勘案し、また、製品の用途や性状等に則し、適時見直しを行うこと。見直しの検討に当たっては、次の事項について配慮すること。</p> <p>① 認定リサイクル製品に対する信頼を一層高めるため、認定リサイクル製品は、県内で発生する再生資源等を一定割合以上用いて生産等されたものであることを明確化すること。</p> <p>② リサイクル製品の用途が、肥料又は堆肥等である場合、その認定基準は、例えば肥料取締法等に基づく基準等製品の用途に即した基準とすること。</p> <p>③ 施行規則に基づく溶出試験については、リサイクル製品の品質及び安全性が確保されるとともに、申請者の負担等も勘案し、必要な限りにおいて適切かつ的確に実施されるよう図ること。</p> <p>④ 例えば地域の環境保全の観点など、本県の特性を活かすことに資する基準であるよう、適切に見直しを行うこと。</p>	<p>条例第2条に定める「再生資源」について、規則で制限を設けて、特別管理廃棄物を除外しています。</p> <p>① 再生資源等の使用量の県内割合については現在は定めていません。</p> <p>② 三重県のリサイクル認定製品として認定するには安全性を確保することが必要であると考えるため、全ての種類の肥料について認定基準を遵守するよう求めています。</p> <p>③ 土壌と混合又は接して使用されるような埋め戻し材、路盤材、緑化基盤材、コンクリート2次製品、肥料等については重金属類6項目を認定基準として、溶出試験の実施を原則として3ヶ月に1度求めています。さらに1年に1度の適合状況報告及び抜き打ちの立入によりの確に実施されているか確認しています。</p> <p>④ 現在は未利用材の利用促進の観点から間伐材製品についてもリサイクル認定製品として看板等を認定しています。</p>

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の改正及び運用についての 知事への申入れに関して	現状の運用状況について
<p>(三重県リサイクル製品認定委員)</p> <p>第七条 知事は、前条第一項の認定（以下「製品認定」という。）に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員（次項及び第三項において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。</p> <p>2 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>【条例規定の改正】</p> <p>1 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。</p> <p>【運用についての知事への申入れ】</p> <p>1 三重県リサイクル製品認定委員に関する条例の運用については、リサイクル製品の品質等の確保という観点のみならず、リサイクル製品の流通や利用推進という観点から、その人選等も含め専門家の知見の活用を図りつつ、有効かつ適切に行うこと。</p>	<p>認定の取消し、是正又は改善の勧告等に関して、認定委員の意見を聴く制度とはなっておらず、運用上も聴取は行っておりません。</p> <p>リサイクル認定委員については、製品が認定基準に適合しているかどうか品質の観点から土木・建築の専門委員、安全性の観点から化学・分析の専門委員で構成されています。</p>
<p>(認定の申請及び通知等)</p> <p>第八条 製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 製品認定の有効期間は、五年を超えない範囲で規則で定めるものとする。</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</p> <p>4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 製品認定を受けたりサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）の生産等をする者（以下「認定生産者」という。）は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。</p> <p>6 知事は、第一項の規定による申請があったリサイクル製品が認定基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるところにより、当該開始予定日の前日から起算して三十日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</p>	<p>【運用についての知事への申入れ】</p> <p>1 第8条に基づく認定の申請等及び第11条に基づく認定生産者の報告等の手続きについては、これらが確実に実施されるようチェックを行うとともに、適切に見直しを行うこと。但し、その際には、申請者等に不要又は過度な負担を強いることとならないよう留意すること。</p>	<p>適合状況報告は、適正に製品が製造されていることを確認するため、年に1度確実に提出してもらっています。</p> <p>認定申請については、事業者と事前相談をいただき、添付書類のチェックリストによる書類整備の効率化を図るなどの便宜を図っています。</p>
<p>(変更の申請等)</p> <p>第九条 認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第一項の規定による申請に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請し、認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>
<p>(認定の取消し等)</p> <p>第十条 知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき（第八条第八項の規定による確認により判明したときを含む。）又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>一 第六条第三項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>二 正当な事由がなく第八条第七項又は前条第一項の規定による申請をしないとき。</p> <p>三 第十一条第二項の規定による報告をしないとき。</p> <p>四 第十三条の是正又は改善を行わないとき。</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</p>	<p>【条例規定の改正】（再掲）</p> <p>1 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。</p>	<p>(再掲)</p> <p>認定の取消し、是正又は改善の勧告等に関して、認定委員の意見を聴く制度とはなっておらず、運用上も聴取は行っておりません。</p>

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の改正及び運用についての 知事への申入れに関して	現状の運用状況について
<p>4 知事は、第一項又は第二項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>5 第一項又は第二項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(認定生産者の義務)</p> <p>第十一条 認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画(第三項及び第十三条において「品質等管理計画」という。)を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。</p> <p>2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第八条第二項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。</p> <p>3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>【運用についての知事への申入れ】</p> <p>1 第8条に基づく認定の申請等及び第11条に基づく認定生産者の報告等の手続きについては、これらが確実に実施されるようチェックを行うとともに、適切に見直しを行うこと。但し、その際には、申請者等に不要又は過度な負担を強いることとならないよう留意すること。 (第8条再掲)</p>	<p>(再掲)</p> <p>適合状況報告は、適正に製品が製造されていることを確認するため、年に1度確実に提出してもらっています。</p> <p>認定申請については、事業者にも事前相談をいただき、添付書類のチェックリストによる書類整備の効率化を図るなどの便宜を図っています。</p>
<p>(認定の取下げ等)</p> <p>第十二条 認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第十条第一項又は第二項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(是正又は改善の勧告)</p> <p>第十三条 知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(類似表示の禁止)</p> <p>第十四条 何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。</p>	<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>(県の調達義務等)</p> <p>第十五条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。</p> <p>2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。</p> <p>3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。</p>	<p>【条例規定の改正】</p> <p>1 見出しを「県の調達等」とする。</p> <p>【運用についての知事への申入れ】</p> <p>1 認定リサイクル製品の使用又は購入について、県は主体的かつ積極的に取り組むこと。</p>	<p>特記仕様書にリサイクル製品の使用について明記するなどにより、使用、購入に努めています。</p>
<p>(立入検査等)</p> <p>第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者(以下この項及び次項において「認定生産者等」という。)若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による立入検査及び第二項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>【運用についての知事への申入れ】</p> <p>1 認定リサイクル製品の品質等の確認のため、必要に応じて、認定生産者等又は認定生産者に再生資源等を供給する者に対して第16条に基づく立入検査等を、厳格かつ適切に実施すること。</p>	<p>認定リサイクル製品の生産者については平成19年度は全事業場に立入検査を行い品質等管理計画に従って適正に生産していることを確認しています。また、県内の再生資源供給者2社に対して立入調査を行いました。</p>

三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成13年三重県条例第46号)	条例の改正及び運用についての 知事への申入れに関して	現状の運用状況について
(研究開発の支援) 第十七条 県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。	【運用についての知事への申入れ】 1 第17条に基づく研究開発の支援、第18条に基づく広報啓発は、この条例の趣旨を踏まえ、また、リサイクルは循環型社会形成推進の有効な一手段であるという認識の下に、一層積極的に取り組むこと。	研究開発の支援については、リサイクル製品のみを対象とした制度はありませんが、工業研究所における技術相談や依頼試験などに加え、県の各研究機関が行う「技術課題解決地域資源活用」共同研究の募集や、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金による支援制度があります。
(広報啓発) 第十八条 県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。	【運用についての知事への申入れ】 1 第17条に基づく研究開発の支援、第18条に基づく広報啓発は、この条例の趣旨を踏まえ、また、リサイクルは循環型社会形成推進の有効な一手段であるという認識の下に、一層積極的に取り組むこと。 (第17条再掲)	広報啓発については、ホームページ、パンフレットについて充実させると共に建設技術フェアや市町担当者へのPRを行い広報に努めています。
(その他) 第十九条 この条例は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	<hr/>	<hr/>

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)
(案)

議員提出条例に係る検証検討会 座長 西塚宗郎

1 意見募集の趣旨

三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)は、リサイクル製品の利用を推進し、もってリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年に制定されました。

条例施行から7年が経過していることから、制定当時の県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、また、議決の意思どおりに運用されているか等について、当検討会において検証を行っています。この検証を踏まえ、条例の規定の見直し等を予定しています。

つきましては、三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に関しまして、ご意見をお寄せください。

2 改正の主な内容

別添「三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要」をご覧ください。

3 意見の募集期間

平成20年11月27日(木)から平成20年12月26日(金)まで

4 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名、連絡先、ご意見を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。様式は任意です。標題に『三重県リサイクル製品利用推進条例の改正への意見』とご記入ください。

なお、電話によるご意見は受け付けておりません。また、受理通知の発送等はいたしません。ご了承ください。

郵送の場合 : 〒514 - 8570 津市広明町13番地 三重県議会事務局企画法務課あて

ファクシミリの場合 : 059 - 229 - 1931 三重県議会事務局企画法務課あて

電子メールの場合 : gikaik@pref.mie.jp

5 個人情報の取り扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出された意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全

部または一部を公表いたしません。

6 提出いただいたご意見の取り扱い

皆様から提出いただいたご意見又はその一部は、三重県議員提出条例に係る検証検討会における討議の資料等として活用いたします。

なお、いただいたご意見に対し個別に回答は行いませんので、ご了承願います。

7 お問い合わせ先

三重県議会事務局企画法務課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2877 Fax：059-229-1931

メールアドレス：gikaik@pref.mie.jp

関連資料

三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要（PDF（ KB））

三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要

三重県リサイクル製品利用推進条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もってリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年に制定されました。

条例施行から7年が経過していることから、制定当時の県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、また、議決の意思どおりに運用されているか等について、当検討会において検証を行っています。この検証の結果、リサイクル製品の原材料、リサイクル製品認定委員の役割等について、見直す必要があるとの結論に至りました。このため、条例の規定の一部を改正いたします。

改正の主な内容

1. 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工されたもの等は、リサイクル製品から除くこととします。例外は設けません。これらのことについて条文上整理します。

特別管理廃棄物を利用したものは、これまでも条例第二条(定義)の規定に基づき、施行規則(三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(平成十三年三重県規則第八十号))第四条第一項及び別表第一第一項において、「リサイクル製品」ではないと整理されてきたところです。

しかし、このことについて、規則ではなく条例上に明記することで、特別管理廃棄物を利用したものは、「リサイクル製品」と認定することはないという県の姿勢を、明確に示そうとするものです。

2. 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。

現在、三重県リサイクル製品認定委員には、条例第七条に基づき、認定に当たって意見を聴くこととされています。

化学、土木工学等のリサイクル製品についての専門家などの外部の有識者である三重県リサイクル製品認定委員の知見を一層広く活用するため、是正又は改善の勧告、取消等を県が行う場合には意見を聴く機会を設けようとするものです。